



2022年8月29日

各 位

会社名 メディアスホールディングス株式会社
 代表者名 代表取締役社長 池谷保彦
 (コード: 3154 東証プライム)
 問合せ先 取締役経営管理統括本部長 芥川浩之
 (TEL: 03-6811-2958 ir.m@medius.co.jp)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年9月29日開催予定の第13期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度されることに伴い、本制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、経過措置等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は次の通りです。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等インターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="459 241 536 275">(新設)</p> <p data-bbox="459 710 536 743">(新設)</p>	<p data-bbox="828 241 1048 275"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="813 286 1398 443"><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="879 454 1398 656"><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで</u>に書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p data-bbox="813 710 874 743"><u>附則</u></p> <p data-bbox="879 754 1398 1079"><u>1. 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条但書に定める施行日（2022年9月1日。以下「施行日」という）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等インターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="879 1090 1398 1247"><u>2. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

2022年9月29日

定款変更の効力発生日

2022年9月29日

以上